

訪問看護ステーション きらり 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人愛生会が開設する訪問看護ステーションきらり（以下「ステーション」という）は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身及び生活の機能維持、向上、回復を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当ステーションは、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又はその家族の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 利用者の要支援・要介護状態の軽減・悪化の防止、並びに利用者を介護する者の心身の負担軽減に資するよう適切に行う。
- 3 主治医及び利用者に関わる各事業所との密接な連携を図り、訪問看護計画に基づいた適切なサービスの提供に努める。
- 4 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し療養生活が安心して営まれるように十分な説明と指導を行う。
- 5 自らその提供するサービスの質の向上を目指し、看護技術の習得に励む。
- 6 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

（名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人愛生会 訪問看護ステーションきらり
- 2 所在地 熊本県下益城郡美里町中小路 904

（職員の種類、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職員、員数、職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 看護師 1名

管理者は、訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に対し業務遂行のための必要な指揮命令を行うとともに、自らも訪問看護の提供にあたるものとする。

- 2 看護職 2.5名以上（常勤換算）

看護師等は主治医の指示のもと、利用者の希望や心身の状態を踏まえ訪問看護計画書を作成し、適切な訪問看護を提供する。

- 3 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- 4 事務職員 1名
必要な事務その他を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、日・祭日、12/30～1/3は除く。
- 2 営業時間 (月)～(土)は8時30分から17時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間連絡可能な体制とし、必要に応じて営業日外又は営業時間外も提供する。

(訪問看護の提供)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に際し、予め利用申込者又はその

- 1 家族に対し、運営規定の概要、訪問看護師等の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 2 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、療養上の目標、具体的なサービス内容等の訪問看護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し同意を得る。また、訪問看護計画が変更になった場合においても同様である。
- 3 サービス提供に当たって、主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療又は福祉サービス等各関係職種との密接な連携を図る。
- 4 通常の事業実施地域であっても、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等へ連絡し、適切な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
- 5 ステーションの看護師等は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族からこれを求められた時は提示する。

(サービスの内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 入浴・清拭等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄など日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置

- 5 医療機器の管理、カテーテル・その他ドレーンの管理
- 6 在宅でのリハビリテーション
- 7 療養生活に係る相談指導
- 8 社会資源の活用についての相談援助
- 9 認知症患者の看護
- 10 ターミナルケア
- 11 その他医師の指示による医療処置

(サービスの利用料)

第8条 当ステーションが提供するサービスの利用料は次のとおりとする。

① 介護保険対象者・・・介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額

② 医療保険対象者・・・それぞれの保険給付に応じた負担割合

2 その他の利用料

利用者の選定(希望)する差額費用としての利用料

① 営業日外・営業時間外のサービス

営業日外 1時間まで1500円以後30分毎に500円加算

② 1訪問につき1時間30分をこえるサービス

1時間まで1500円 以後30分毎に500円加算

③ 継続訪問看護を行った利用者の死後の処置を依頼された場合

処置料として 15,000円を徴収する。

④ 保険対象外の訪問看護料金

◆基本訪問看護 5,400円/時間 ※営業日外 6,480円/時間
(夜間・早朝) 18:00~22:00・6:00~8:00

6,500円/時間 ※営業日外 7,800円/時間

(深夜) 22:00~6:00

8,100円/時間 ※営業日外 9,720円/時間

◆特別管理訪問看護加算 ※医療・介護保険における特別管理加算対象者

3,500円/回

⑤ 衛生材料費 (実費相当額)

⑥ 交通費

通常の実施地域以外については、通常の実施地域を越えたところから1kmあたり15円の実費を徴収する。交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

3 利用料請求・領収にあたっては、請求明細書・領収書を発行する。

(サービス提供による記録の整備・保存)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際には、記録を整備しサービ

ス

提供の完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 利用者から申し出があった場合には、その利用者に係る書類を提示する。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は美里町(畝野・涌井・川越・遠野・大井早・洞岳・豊富・甲佐平地区を除く)、宇城市(三角町を除く)、城南町、甲佐町とする。ただし、利用者の希望があればその限りではない。

(秘密保持)

第11条 ステーションの従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の情報を漏らさない。又ステーションの従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 医療機関、薬局又はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておくものとする。
- 3 当ステーションは、個人情報保護法に基づき個人情報を尊重に管理する。

(緊急時の対応)

第12条 看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて応急処置を行い、速やかに主治医に連絡し、指示を求めるなどの措置を講じる。

(苦情処理)

第13条 当ステーションは、提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。

- 2 当ステーションは、市町村あるいは国民健康保険団体連合会からの苦情に関する質問・照会に応じ、調査に協力する。また指導・助言をうけた場合、それに従い改善を行う。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 15 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催する。その結果を、従業者に周知徹底する。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

（虐待の防止）

第 16 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定している。

虐待防止に関する責任者	管理者 長木 美保子
-------------	------------

- ⑤ 成年後見制度の利用を支援する。
- ⑥ 苦情解決体制を整備する。
- ⑦ 身体拘束等の適正化を推進する。

（ハラスメントの防止）

第 17 条 事業所は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定及び職業生活の充実に係る法律 第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じる。

2 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止する

- ① 他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

（その他運営に関する留意事項）

第 14 条 当ステーションは、看護師等の研修の機会を設け、質的向上に努める。

- 2 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、ステーションの設備・備品についても衛生的な管理に努める。

- 3 運営規定の概要その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示することとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人愛生会及び管理責任者と協議の上定めるものとする。

<附則>

この規定は、令和7年11月1日から施行する。